令 和 7 年 2 月 1 2 日 こども青少年・教育委員会 こ ど も 青 少 年 局

# 市第 117 号議案 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定

#### 1 趣旨

令和6年4月、児童福祉法の一部改正により、国において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令第27号。以下「内閣府令」という。)が新たに制定されました。

一時保護施設の設備及び運営については、これまで児童福祉法施行規則により児童養護施設の基準に準拠してきましたが、本市においても、内閣府令を踏まえ、「横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定します。

#### 2 対象施設

市内4か所の児童相談所に設置する一時保護施設

## 3 条例制定に向けたこれまでの経緯

令和6年6月 ・有識者意見聴取(横浜市児童福祉審議会児童部会)

7月 ・一時保護児童へのヒアリング

- ・一時保護入所経験がある児童へのアンケート(7月から10月)
- 9月 ・令和6年第3回市会定例会における本委員会での報告(骨子案)
- 10月 ・市民意見募集(大人及びこども)
- 12月 ・ 令和 6 年第 4 回市会定例会における本委員会での報告(市民意見募集等の実施結果)

# 4 条例案

本市においては、内閣府令で定められた基準のほか、本市独自の内容を追加等します。

#### (1) 条例案の構成

第1章 総則(第1条-第4条)

・趣旨、定義、最低基準の目的、最低基準の向上

第2章 設備及び運営に関する基準 (第5条一第36条)

- 一時保護施設の一般原則
- 非常災害の対策、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認
- ・入所した児童を平等に取り扱う原則、児童の権利擁護、児童の権利の制限、 児童の行動の制限、児童の所持品等、虐待等の禁止
- ・業務継続計画の策定等
- ・設備の基準
- ・職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等、職員、夜間の職員配置、管理者等、児童指導員の資格、心理療法担当職員の資格、学習指導員の資格
- ・他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準
- ・衛生管理等、食事、入所した児童及び職員の健康状態の把握等
- 養護、教育、生活支援及び親子関係再構築支援等
- ・関係機関との連携、管理規程、帳簿、秘密保持等、苦情への対応

第3章 雑則(第 37 条・第 38 条)

• 電磁的記録、委任

# (2) 内閣府令に基づき規定する主な内容

# ア 職員及び夜間の職員配置

児童養護施設の基準では、児童指導員及び保育士の数は、「満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年※おおむね5.5人につき1人以上」とされている内容を、内閣府令に基づき「満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上」とします。また、夜間の職員配置を2人以上とすることなどにより、職員体制を拡充します。

※少年:小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

(下線部が内閣府令及び条例案での拡充部分)

#### 条例案

- ・児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。【第19条第2項】
- ・一時保護施設には、<u>夜間において職員2</u> 人以上を置かなければならない。【第 20 条第1項】

# 児童養護施設の基準

- ・児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。(※ただし書省略)
- ・児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち<u>少なくとも1人を児童と起居</u>をともにさせなければならない。

## イ 設備の基準

「少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、その面積は8平方メートル以上とするよう努めること」及び「児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること」を新たに規定し、居室の個室化を推進します。

(内閣府令及び条例案での新設部分)

#### 条例案

- ・少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、その面積は8平方メートル以上とするよう努めること。【第16条第5号】
- ・児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。 【第 16 条第 12 号】

### ウ 運営に関する事項

一時保護を行うに当たっての理由等の児童への説明、入所した児童の意見又は意向を 尊重した支援、正当な理由がなく児童の権利を制限してはならないことなどを新たに規 定し、一時保護された児童の権利に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した運営を進 めます。

(内閣府令及び条例案での新設部分)

#### 条例案

- ・市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。【第10条第1項】
- ・一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならない。【第10条第2項】

- ・一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。【第 11条第1項】
- ・一時保護施設において、前項の正当な理由がある場合で、やむを得ず児童の権利を制限するときは、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。【第11条第2項】
- ・一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。【第12条】
- ・一時保護施設においては、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。【第13条第1項】
- ・一時保護施設において、前項の合理的な理由がある場合で、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するときは、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。【第13条第2項】
- ・一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が 生じないよう、適切な設備に保管しなければならない。【第13条第3項】

# (2) 本市独自に追加等する内容

# ア 職員の知識及び技能の向上等

研修の内容に「被措置児童等虐待の防止」を追加し、一時保護施設職員による児童への虐待行為を防止するための取組と職員の意識醸成を推進します。

(下線部が本市独自での追加部分)

### 条例案

・市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施、第 14 条に 規定する行為の防止※その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。【第 18 条第 2 項】

※被措置児童等虐待の防止を指しています。

### イ 教育に係る取組

内閣府令では、教育について「生活支援、教育及び親子関係再構築支援等」の条項で 規定していますが、このうち「教育」を独立した条項として規定し、一時保護された児 童に対する支援の中でも重要な内容である教育に係る取組姿勢を明確にします。

また、一時保護施設が一時保護された児童に対して行う支援に、児童の「進学」に関する支援を追加し、教育に係る支援の一層の充実を図ります。

(下線部が本市独自での追加等部分)

#### 条例案

(教育)

## 第 30 条※

・一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学及び進学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。【第30条第2項】

※「教育」を独立した条項として規定

#### 5 施行日

公布の日